

役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人野島財団(以下「この法人」という。)定款第15条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号にあげる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは理事及び監事をいい、評議員を併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんは問わない。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当及び旅費等の経費をいう。

第2章 報酬等の取扱い

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、その勤務形態に応じ、次の報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員には、常勤役員俸給表(別表)に基づく定例役員報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等には、理事会又は評議員会に出席した場合、日額として会場参加者には30,000円、オンライン参加者には20,000円を支給する。
- (3) 役員等には、役員賞与を支給しない。
- (4) 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第5条に規定する退職慰労金を支給することができる。
- (5) 非常勤役員等に退職慰労金は支給しない。

(定例役員報酬の額の決定)

第4条 この法人の定例役員報酬月額は、常勤役員俸給表(別表1)のうちから、代表理事が理事会の承認を得て決めるものとする。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、常勤役員として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。

2 常勤役員に対する退職慰労金は、在職期間1年度ごとに、各年度に支給された定例役員報酬月額に相当する金額を合算して得られた額を上限として、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

第3章 費用の取扱い

(費用)

第6条 この法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給するものとする。その額は実費とする。

3 役員等が職務により理事会又は評議員会に出席したときは、交通費として1日につき3,000円を支給する。

4 前項の規定にかかわらず、役員等が遠隔地から前項の会議に出席するため特別の経費を要する場合には、実費を支給することができる。

第4章 雑則

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

この規程は、この法人が公益認定を受けて移行の登記をした日から施行する。

別表 常勤役員俸給表 (単位:円)

号俸	月額
1	100,000
2	150,000
3	200,000
4	250,000
5	300,000